

弘前市教育委員会会計年度任用職員(心の教室相談員)募集要項

弘前市内の市立中学校において児童、生徒及びその保護者等を対象とした教育相談活動等の業務に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (心の教室相談員)	○児童、生徒及びその保護者等を対象とした教育相談活動 ○別室登校生徒への対応等 ○相談技術向上のための研修会への参加	3人	未定 ※選考結果が決定し次第

2 応募資格 必須となる資格や経験等はありませんが、以下の資格・経験等があれば尚可です。

- ・小学校教諭免許（専修・1種・2種）
- ・中学校教諭免許（専修・1種・2種）
- ・特別支援学校教諭免許（専修・1種・2種）
- ・臨床心理士免許
- ・公認心理師免許
- ・養護教諭の経験や学校教育の知識

3 雇用期間 令和7年3月31日まで。（雇用開始日は採用が決まり次第決定） 以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回（令和8年度）まで。）。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
弘前市内の市立中学校	弘前市内の市立中学校	休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日） 勤務時間：日4時間程度、週12時間程度、原則週30時間未満 （雇用期間中432時間を勤務時間の上限*とし、学校の長期休業期間は原則勤務を要しない。） 休日勤務：原則無 時間外勤務：原則無

※年度途中に雇用開始となった場合は、勤務時間の上限は雇用期間に応じて按分した

時間数となります。

- 5 休暇 (1)年次有給休暇：任用時に、3日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
(2)その他の休暇（取得条件あり）：
 - ・有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
 - ・無給（病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊産疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）
- 6 給与等
 - (1)給料／報酬 時間額1,102円（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。
 - (2)通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道2km以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代（1か月当たり月額55,000円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて31,600円以内）
 - (3)給与締切日 月末締め
 - (4)給与支払日 翌月21日
- 7 社会保険等 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険については加入対象外。
- 8 応募方法 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入、顔写真を貼付の上、上記「2応募資格」の各免許がある場合はその写しを添付し、弘前市教育委員会教育総務課人事係（弘前市役所岩木庁舎3階）へ持参または郵送により提出してください。
- 9 申込先 〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1
弘前市教育委員会教育総務課人事係
- 10 受付期間 随時受付します。
※履歴書提出の際は封筒の表に「特別支援教育支援員選考申込」と朱書きしてください。
※随時受付のため、申込時点で採用者を決定している可能性があることをご了承ください。
- 11 選考方法 個人面接を実施し、採用者を決定します。面接日時等については、応募者に別途連絡します。

12 服務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

13 その他

(1) 地方公務員法第16条の欠格条項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

14 問い合わせ先 弘前市教育委員会教育総務課人事係（電話：0172-82-1639）